

山梨県国民保護計画のポイント

第1編 総論

山梨県が実施する国民保護措置について、次の事項を基本方針とする。

- ・ 基本的人権の尊重
- ・ 国民の権利利益の迅速な救済
- ・ 国民に対する情報提供
- ・ 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮
- ・ 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- ・ 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 等

本県の地域特性は、甲府盆地を除くと平地は極めて少なく、周囲を山地に囲まれており、県人口も甲府市とその周辺部に集中している。また首都圏に隣接していることもあり、年間を通じて多くの観光客が訪れる。

主要なインフラ施設としては、国内最大級の最新揚水式発電所である東京電力葛野川発電所のほか、富士川水系や相模川水系にはダムや発電所が点在する。

このような地域特性とわが国を取り巻く安全保障環境を勘案すると、国の基本指針において想定されている武力攻撃事態4類型のうち、首都圏を標的とした弾道ミサイルの着弾を第一に想定するとともに、大規模集客施設への化学剤の大量散布などの緊急処理事態にも留意する。

第2編 平素からの備えと予防

山梨県は、避難、救援等の国民保護措置の的確かつ迅速な実施のため、平素から必要な組織及び体制、職員の配置等の整備を図る。また、国民保護措置の実施や情報収集のため、国、近隣都県、市町村、指定（地方）公共機関等関係機関との連携体制を整備する。

知事は、国の対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、市町村長に避難の指示を行うとともに、市町村と協力しながら、救援に関する措置を実施しなければならないことから、避難施設の指定など、避難及び救援について平素から備える。

第3編 武力攻撃事態等への対処

山梨県は、大規模テロ等の発生時には国が認定する前であっても、県独自に緊急事態連絡本部を設置し、初動体制を迅速に確立する。

山梨県は、武力攻撃事態等において、国民の生命、身体及び財産を保護す

るため、警報や避難の指示の迅速かつ的確な通知、伝達を行う。

山梨県は、県民が国民保護措置を理解しやすいよう、警報の発令から復旧までの県民に係る国民保護措置の流れを体系的に図示した。

山梨県が実施する国民保護措置として、避難住民等の救援と安否情報の収集整理が重要であることから、山梨県国民保護対策本部事務局に救援対策班と安否情報班を設置する。

山梨県は、避難住民や救援に従事する者について、健康面で配慮する。

山梨県は、安否情報の照会があったときは、個人情報の保護に配慮した上で回答する。

知事は、武力攻撃災害が発生した場合、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、緊急通報を発令するとともに、一時避難としての退避の指示や警戒区域の設定を行う。

NBC攻撃による災害への対処について、知事は、攻撃による被害の情報や必要となる物的、人的支援に関する情報を集約し、国に対して、迅速に支援を要請する。

第4編 復旧

山梨県は、武力攻撃による被害に対し、一時的な補修など応急の復旧や武力攻撃災害の復旧のために、必要な措置を行う。

第5編 緊急対処事態への対処

化学剤の大量散布が発生した場合を想定例として、山梨県及び関係機関は、具体的対処例をもとに、初動、救助、原因物質の特定、現場の除染等、措置を相互に連携の上実施する。